



新ひだか町長選挙及び

4月10日(火)に告示される新ひだか町長選挙及び新ひだか町議会議員選挙の投票日は、4月15日(日)です。
この選挙は、私たちにとって最も身近な選挙であり、私たちの意思を町政に反映させる大切な選挙です。

◎今回の変更点

● 議会議員の選挙すべき数の変更

議会議員選挙については、議員の定数が20名から16名に変更となります。

● 第24投票区の投票所の変更

第24投票区の投票所を次のとおり変更しましたので、対象区域の方はご注意ください。

これまでの投票所		町長・町議選挙からの投票所	
投票区	投票の場所	投票区	投票の場所
第24投票区	みついしふれあいプラザ	第24投票区	新ひだか町総合町民センター

対象区域 三石本町、三石旭町、三石東蓬萊、三石西蓬萊

◎投票できる方

● 投票日当日、満18歳以上の方（平成12年4月16日までに生まれた方）で、平成30年1月9日までに転入の届出をされ、引き続き町内に住所を有する方

● すでに新ひだか町の選挙人名簿に登録されている方

※投票日までに、他の市区町村に転出された方は投票できません。

町内で転居する場合、平成30年3月31日以降に転居の届け出をした方は、旧住所地の投票所で投票します。

◎入場券

投票所入場券は、4月10日頃に郵送する予定ですが、地区によって配達日が異なります。

入場券は、投票所で投票用紙を受け取る際に必要となりますので、大切に保管し、投票の際には忘れずに持参してください。また、入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所係員に申し出てください。

◎期日前投票

投票日に仕事や旅行など、何らかの用事により投票日当日に投票に行けない方は、投票日の前に投票できる「期日前投票制度」を利用して投票することができます。

とき 4月11日(水)～14日(土) 8時30分～20時00分

ところ 役場静内庁舎1階ロビー、町総合町民センター1階展示スペース

※お住まいの地区に関わらず、どちらの期日前投票所でも投票できます。

◎不在者投票

病院に入院中の方や長期出張中の方などは、入院先や滞在先市区町村で投票することができます。また、身体に重度の障がいのある方や要介護者で要介護5に認定されている方は、自宅などから郵便等で投票することができます。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

新ひだか町議会議員選挙



大切な一票を棄権することなく投票しましょう！！

◎投票所

投票区	投票の場所	投票区	投票の場所
第1投票区	新ひだか町役場静内庁舎	第16投票区	田原生活館
第2投票区	山手児童館	第17投票区	御園生活館
第3投票区	末広生活センター	第18投票区	農屋生活館
第4投票区	新ひだか町公民館	第19投票区	豊畑生活館
第5投票区	新ひだか町社会福祉会館	第20投票区	川合生活館
第6投票区	入船生活館	第21投票区	東別生活センター
第7投票区	新ひだか町保健福祉センター	第22投票区	春立生活館
第8投票区	こうせい児童館	第23投票区	東静内会館
第9投票区	花園生活館	第24投票区	新ひだか町総合町民センター
第10投票区	柏台会館	第25投票区	港町生活改善センター
第11投票区	中野生活改善センター	第26投票区	延出基幹集落センター
第12投票区	静内旭町生活館	第27投票区	島舞生活改善センター
第13投票区	清水丘生活センター	第28投票区	本桐基幹集落センター
第14投票区	神森会館	第29投票区	歌笛総合住民センター
第15投票区	目名生活改善センター	第30投票区	川上会館

◎投票時間

7時00分から20時00分まで 第1投票区～第15投票区

7時00分から19時00分まで 第16投票区～第30投票区

◎開票

とき 平成30年4月15日(日) 21時00分

ところ 町公民館 大会議室

【問合せ】

新ひだか町選挙管理委員会事務局

☎43 - 2111 (内線441・442)

☎42 - 1267 (直通)